様式第５号（第４の８(1)関係）

廃第８６９号
平成25年3月28日

松下　勝則　様

岩手県知事　　達増 拓也　印

行政文書部分開示決定通知書

平成25年3月15日付けで請求のありました行政文書の開示について、次のとおり行政文書の一部を除いて開示することと決定しましたので通知します。

行政文書の表示	①平成２３年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務委託契約書 ②平成２３年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務委託変更契約書 ③平成２４年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務委託契約書
開示を実施する日時	平成25年４月５日　午前　10時00分（行政文書の写し等は、開示を実施する日以降で開示の実施に要する費用の納入等が確認された後に送付するものである。）
開示を実施する場所	送付により行政文書の写し等を交付するため記載を省略する。
開示の実施に要する費用に相当する額	1680円 内訳　Ａ４版白黒片面10円×11枚＝110円 Ａ４版白黒両面20円×59枚＝1180円 送料390円
開示の実施の方法等の申出に関する事項	最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、更に開示を受けたい場合は、別紙開示方法等申出書により申出をしてください。
開示をしない部分	法人の代表者印の印影
上記部分を開示しない理由	【情報公開条例第７条第１項第３号ア該当】 通例公にされない法人の代表者印の印影を開示することで、印影の偽造等が可能となり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。
担当課等	環境生活部廃棄物特別対策室　災害廃棄物処理技術担当 電話（019）629－6942（直通）
備考	

備考１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　「開示の実施に要する費用の額」とは、行政文書の写し、複製物又は行政文書を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。

４　指定された日までに開示の実施の方法等を申し出ることができないとき又は指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へご連絡ください。

５　行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

（Ａ４）